

Partner

パートナー Vol. 60 2025.3 蕨市

パートナーとは…

すべての人が共に明るい地域社会を築き上げようという意味と、市民の皆さんと市が共に手をたずさえていこうという願いが込められています。

特集

蕨市男女共同参画パートナーシッププラン (第3次)

多様性を尊重し 誰もが活躍できるまち 蕨 を目指します!



【蕨市男女共同参画パートナーシップ条例を わかりやすく解説したパネル】

策定の趣旨

蕨市では、平成15年に市の独自性と地域性を盛り込んだ「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を制定し、条例に基づいた計画として平成16年（2004年）に「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」を策定しました。第3次計画では、ジェンダー平等の推進などの「人権を尊重する意識づくり」や女性の参画推進などの「男女が活躍できる社会づくり」、女性の視点による防災対策やDV防止などの「安心して暮らせるまちづくり」を目標とするとともに、それらに関わる基本方針と各種施策により、市民の方々や各種関係団体等と連携を図りながら、男女共同参画を推進します。

P2-P5

蕨市男女共同参画パートナーシッププラン (第3次) について

P6

子ども・若者に正しい情報を届けたい! ~ユースクリニックを見学してきました~

P7

令和6年度男女共同参画作品募集事業「ひとコマフレーズ」結果発表

P8

インフォメーション ~ご相談ください~

計画の位置づけ

- ◆本計画は、目標Ⅱの基本方針3、4に係る部分を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- ◆本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」および「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して策定したものです。
- ◆本計画は、蕨市の最上位計画である『コンパクトシティ蕨 将来ビジョンⅡ』との整合性を図り、その個別計画として位置付けられるものです。

計画の期間

この計画は、令和6年度から令和15年度までの10年です。なお、策定から5年経過する令和10年に、計画の見直しを行います。

パートナーシップ条例の基本理念(第3条)

1. 人権の尊重
2. 性別によって役割を分ける意識や慣習の見直し
3. 意思決定への男女の平等な参画
4. 家庭生活、仕事、地域活動等の両立
5. 性別による権利侵害の禁止
6. 性と生殖に関する健康と権利の尊重
7. 国、県、他市町村との連携及び国際的理解・協力

計画の内容

目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり



すべての人がその個性と能力を発揮できる社会を目指し、性別などによって差別を受けず、一人ひとりの人権やジェンダー*平等について、認識や理解を深める取り組みを進めます。



女性も男性も同じ人間。
一人の人間として
尊重しあいます

基本方針1 ジェンダー平等の実現に向けた環境づくり

人々の意識や習慣・慣習は、根強く残っているため、固定的性別役割の意識等を生じさせない意識啓発の取り組みを推進します。

施策

- 1 ジェンダー平等の意識の醸成
- 2 教育の場における学習環境の推進
- 3 生涯学習等を通じた学びの機会の提供

基本方針2 多様な性の在り方への理解促進と支援

人権が尊重され、社会全体が多様性を認めあう環境づくりに資するよう、理解を広めるための意識啓発や相談体制の充実を図り、偏見や差別の解消に向けた取り組みを推進していきます。

施策

- 1 性の多様性への理解促進
- 2 性的マイノリティ*の人への支援

目標Ⅱ 男女が活躍できる社会づくり

女性の就業支援を行うとともに、男女が平等に家庭生活や地域活動に参加できるよう意識改革や環境の整備を促進します。



積極的格差是正措置って...
まずは数から、少ないところに女性を登用して、男女半々を目指します。

1 性別をなくそう
5 ジェンダー平等を
実現しよう
8 働きがいも
健康増進も
10 人や国の不平等
をなくそう
11 読み分けられる
まちづくり
16 平等と公正を
すべての人に

基本方針3 意思決定過程への女性の参加推進

男女が平等にあらゆる機会に参加していけるよう、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*の普及啓発に努め、地域活動においても、性別による役割の固定化の解消に理解を求めるなど、誰もが平等に参加し活躍できる地域社会づくりに取り組みます。

- 施策**
- 1 政策・方針決定過程への女性の参画推進
 - 2 地域活動への男女の参画拡大
 - 3 能力を発揮できる人材育成

基本方針4 ワーク・ライフ・バランス*の推進

女性の家庭生活での家事・育児・介護等の固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、男性の意識改革、支援を拡充し、仕事と家庭、地域生活がバランスよく両立できる環境づくりを促進します。

- 施策**
- 1 子育て支援の充実
 - 2 介護支援の充実
 - 3 働きやすい職場環境の整備

目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちづくり

女性の視点の導入による防災の取り組みの促進強化や、暴力による人権侵害の根絶、身体的・精神的な健康の維持に対する各種支援を充実し、持続可能な社会の実現へつなげていきます。



地域でリードする地域推進員

1 性別をなくそう
3 すべての人に健康と福祉を
4 誰の取り残れも
ない社会
5 ジェンダー平等を
実現しよう
10 人や国の不平等
をなくそう
11 読み分けられる
まちづくり
16 平等と公正を
すべての人に

基本方針5 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

困難な問題を抱える女性が、自立して暮らせるように、支援の充実を図ります。さらに、地域活動や防災分野への女性の参画を促進するとともに、男女共同参画や女性の視点を取り入れ、災害対応力の強化を図ります。

- 施策**
- 1 困難な問題を抱える人への支援
 - 2 男女共同参画に配慮した防災対策の推進

基本方針6 暴力の根絶と被害者支援

「蕨市DV防止基本計画（第3次）」に基づき、DV防止の啓発、関係機関と連携、被害者支援を推進するとともに、職場や家庭、地域、教育の場等でのハラスメント予防・防止に向けて、正しい理解と意識啓発、相談支援体制の整備を推進します。

- 施策**
- 1 女性に対する暴力やハラスメントの根絶に向けた対応
 - 2 配偶者等からの暴力の防止と啓発
 - 3 配偶者等暴力被害者への支援の充実と関係機関との連携

別冊：蕨市DV防止基本計画（第3次）

基本方針7 生涯を通じた心と身体への健康支援

すべての人が心と身体への健康に関心を持ち、正しい理解を得られるよう、性差やライフステージに応じ、健康診査やがん検診、歯周疾患健診等の生涯を通じた健康の支援の充実を図るとともに、身体的・精神的な悩みに応える相談体制の充実を図ります。

- 施策**
- 1 性と生殖に関する健康と権利の尊重
 - 2 生涯を通じた健康づくりの支援
 - 3 心と身体に関わる相談体制の充実

目標Ⅳ 推進体制の充実

市と市民、事業者等とが主体的に、協働しながら男女共同参画の実現に向けて計画を推進していくために3つの施策を掲げています。

施策

- 1 計画実行に向けた適切な進行管理の実施
- 2 市民・事業者との協働による男女共同参画の推進
- 3 国際的視野に立った男女共同参画の推進



市、市民、事業者、それぞれ出来ることから、力を合わせて取り組みましょう

市はプランをつくるとともに、市役所は男女共同参画の模範になります



SDGsと本計画との関係

2015年に国連サミットで採択されたSDGs 17の目標のうち目標5の「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」をはじめ、本計画では、関係するSDGsの視点を取り入れ、「多様性を尊重し誰もが活躍できるまち蕨」に向けて、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に取り組みます。



※「男女共同参画パートナーシッププラン（第3次）」についてはこちら



～用語の解説～

- ジェンダー** ……「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。
- 性的マイノリティ** ……性的指向・性自認のあり方が何らかの意味で多数派と異なっていること。性的マイノリティを表す言葉の一つとして、LGBT（Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）、Transgender（トランスジェンダー）の頭文字をとった言葉）が使われることもある。
- ワーク・ライフ・バランス**……すべての人が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとりその両方を充実させる働き方・生き方のこと。
- ポジティブ・アクション**……ポジティブ・アクションについて、一義的に定義することは困難ですが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

パートナーシップ制度に係る連携を開始しました



詳しくはこちら



蕨市では、一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら、多様性を認め合い、個性と能力を発揮して自分らしく活躍できる社会の実現を目指すため、令和5年7月1日から「蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を開始しました。本制度に届出を行うことで、性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方々が、市立病院の病状説明や市営住宅への入居申込等のサービスが受けられます。

また、埼玉県内の連携協定締結自治体間や全国19府県152市町の自治体間連携ネットワーク構成団体と連携を開始し、届出者の方々が転出入時に、提出書類の一部省略や届出内容の引継ぎができる等、制度の継続利用が可能となりました。

令和5年 蕨市男女共同参画市民意識調査<抜粋>

1 調査目的

男女共同参画についての意識や実態を把握し、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第3次)」策定の基礎資料とするために実施

2 調査の方法

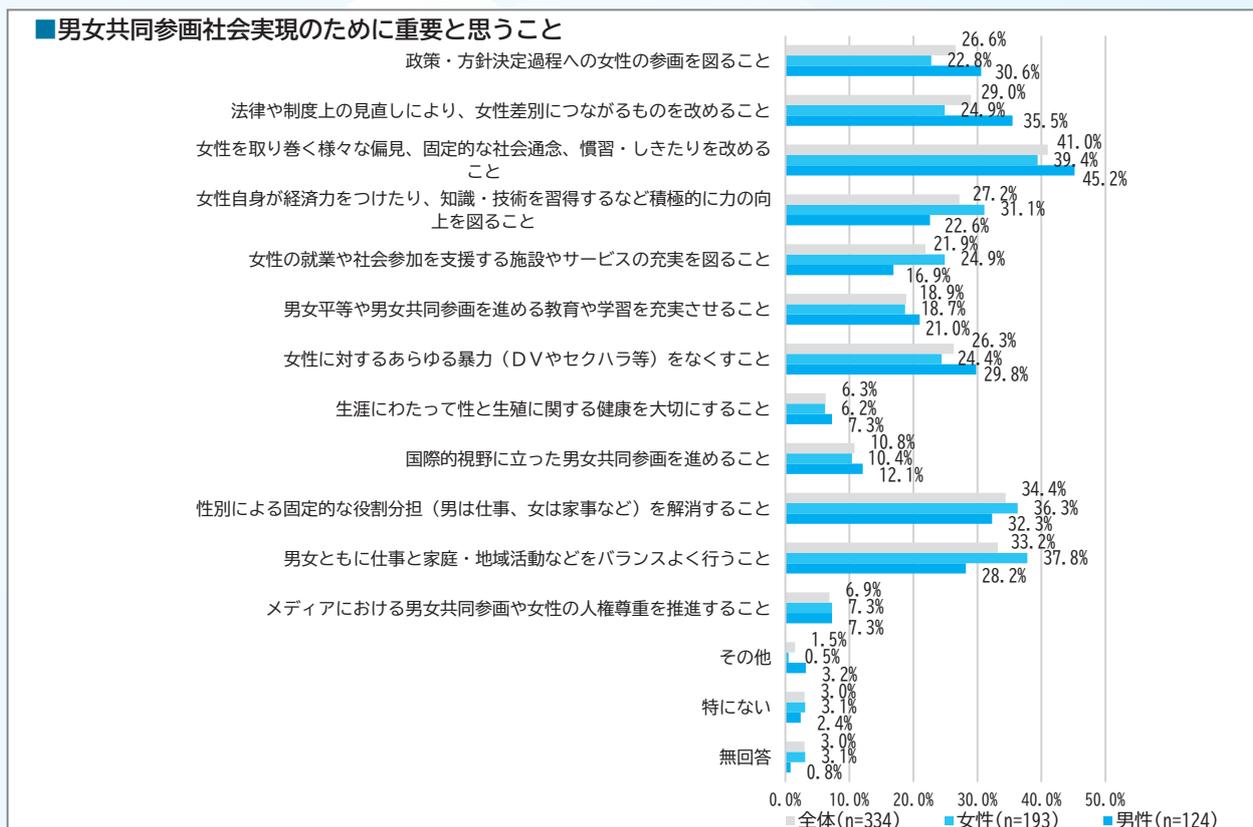
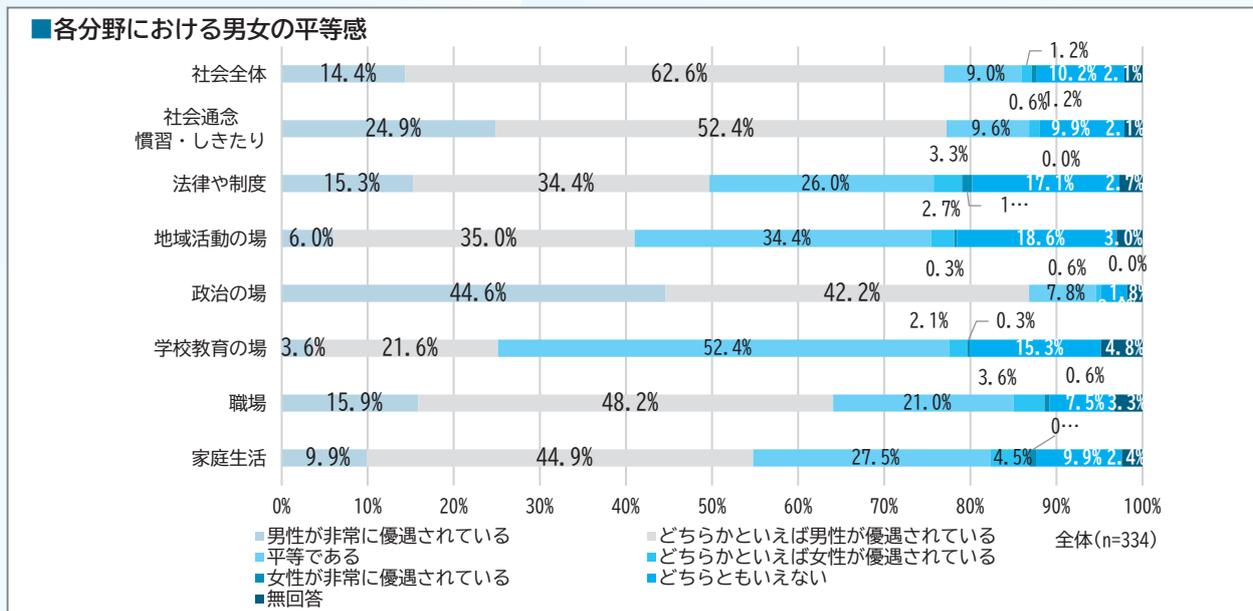
- (1) 調査対象：住民基本台帳に記録された18歳以上の市民1,000人
- (2) 調査方法：行政連絡員を通じて配布し、調査用紙は郵送で回収
- (3) 調査期間：令和5年5月12日～6月23日

3 調査項目

- (1) 意識 (2) 家庭生活 (3) 地域活動 (4) 職場 (5) 社会参加 (6) 女性の人権
- (7) 女性の活躍の推進 (8) 防災 (9) 性の多様性 (10) 男女共同参画の取組
- (11) 回答者の属性 (12) 自由意見

4 回収結果

配布件数	回収件数	回収率
1,000	334	33.4%



子ども・若者に正しい情報を届けたい！ ユースクリニックを見学してきました

性と生殖に関する健康と権利の尊重

「日本の若者たちに科学に基づいた積極的な性教育を進めたい」という産婦人科医の高橋幸子さんの取り組みである「ユースクリニック」見学を蕨市男女平等推進市民会議の研修として実施しました。主催は「一般社団体の国思春期研究会」後援は川越市と教育委員会です。

ユースクリニックとは
思春期の若者が気軽に訪れて、性に関する相談はもちろん、性の正しい情報を得たり、メンタルサポートなどが受けられる場所です。

そして！
小さい頃から性について知ることはとっても大切！
小さいお子さんから大人の方までお気軽に遊びにきてください。

気になるHPV（子宮頸がん）ワクチンについても無料相談できます！

会場プログラム

- 10:30 サッコ先生による講座① ユースクリニックってなあに？
- 11:30 小さいお子さんからできるおうち性教育
- 12:30 みんな知りたい！ピルの話
- 13:30 サッコ先生による講座② ユースクリニックってなあに？

たんぼほユースクリニックの様子

最新情報はInstagramをチェックしてね！
お問合せはDMへお願いします。

性教育の本 避妊グッズ 生理グッズ フェムテックグッズ

主催：一般社団法人彩の国思春期研究会 後援：川越市、川越市教育委員会

私たちは、まず高橋幸子さんの講座を受け、ユースクリニックとは、思春期の若者が気軽に訪れて、性に関する相談はもちろん、性の正しい情報を得たり、メンタルサポートなどが受けられ、性教育の本や避妊グッズ、生理グッズなどを実際に手に取って説明をきいたりたりできる場所、スウェーデンには自治体ごとに1か所あり若者が訪れることを知りました。

次に、保健師さんから「小さい子からできるおうち性教育」と「みんな知りたいピルの話」で学びを深めました。講座の合間の時間は、自由に展示してあるグッズを実際に手に取ってみることもでき、ボランティアスタッフが詳しい使い方など説明を受けることができました。雰囲気はとても穏やかで優しく、来場した若者は、気軽に緊張することなく相談している姿が印象的でした。先進国では「性教育は性的同意や性の多様性などを含みこんだ人権教育を指し、5歳から18歳までレベルに合わせた指導が実践されている」ことも学びました。

当会の会員の皆さんと「蕨にも若者たちの、こういう場所ができるといいね。」と話し合いながら帰途につきました。



令和6年度男女共同参画作品募集事業

「ひとコマフレーズ」表彰式を行いました

身近な生活の中から、男女共同参画の理解と関心を深めることや家庭での男女共同参画を促進することを目的として、市から提供しました「料理」や「育児」などの日常のひとコマのイラストに、男女共同参画に関してのフレーズを入れてご応募いただく「ひとコマフレーズ」を開催し、67名の方から125作品のご応募いただきました。

ご応募ありがとうございました。



最優秀賞

今日は1010がご飯を作る日?

1010が育児取ったからお出かけの機会も増えたね

おかげでかわいい瞬間にいっぱい出会えるよ



【審査員講評】男性の育児取得により、夫婦での子育てを通じて家族愛が育まれる様子が感じられる作品です

優秀賞

(孫)僕も乳母車でおじいちゃんに色々なところに連れて行ってもらったからおあいこ



(祖父)いつも色々なところに連れて行ってくれてありがとうねー

【審査員講評】お互い様であるという思いが込められており、互いに尊重し合う様子が感じ取れる作品です

優秀賞

はい、先生よろしくお願ひします

私がママから教えてもらったお料理を1010に教えてあげるね



【審査員講評】年齢や性別に関係なく家庭内が平等である様子が伝わる作品です

関東図書株式会社賞

(父)・・・おしまい、よし、今日は図書館に行ってみようか! ちょうど絵本の読み聞かせもあるみたいだし

(父)よし、出発準備だ! おしの取り替えるよー!



(子)わーい!

【審査員講評】子どもたちを連れて図書館に向かう父の姿が、あたたかくも幸せを感じる作品です

パルシステム埼玉賞

今日はぼくの誕生日だから2人ともお仕事休んでくれたの?

職場の人たちも快く休ませてくれたわ

そうだよ。今日は〇〇ちゃんの誕生日休暇だ。家族の誕生日はお休みをもらえるよ



【審査員講評】育児休暇が社会に浸透し、パパママと過ごす時間が増えた子どもの幸せな気持ちが伝わる作品です

蕨市観光協会賞

わたしもがんばって手伝うね。ママ、「おいしい」って言ってくれるかな?

今日は、1010の一番得意な料理を作るからね

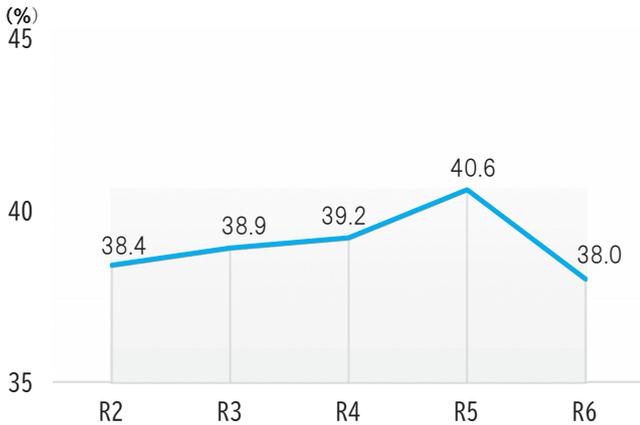


【審査員講評】料理の大変さとお互いを思いやる感謝の気持ちが伝わってくる作品です

インフォメーション

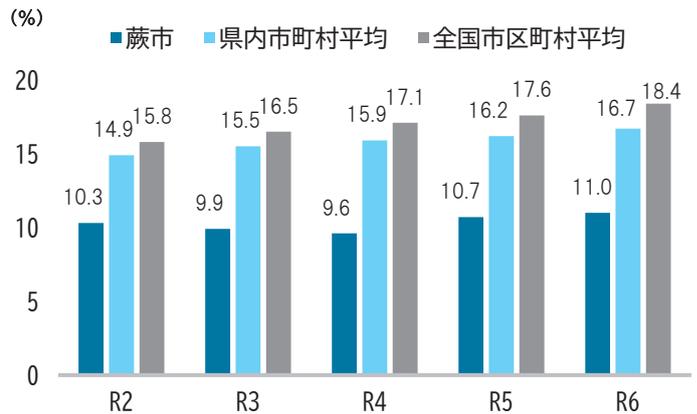
●女性活躍データ●

男女共同参画の進み具合を示す指標に審議会等の女性登用率と地方公共団体の女性管理職の割合があります。蕨市では令和15年度までに審議会等の女性委員登用率を45%とすることを目標としています。



審議会の女性委員の登用状況(%)

※ここでいう審議会とは、地方自治法(第202の3)に基づき、法令・条例で設置されている審議会(付属機関)を指します。



地方公共団体の管理職に占める女性の割合(%)

※ここでいう管理職とは本庁の課長及びこれに相当する職以上です。

ご相談ください!

思い当たることはありませんか?
ひとりで悩まないで!!!

DV相談

配偶者等からの暴力(DV)に関する相談に応じるほか、被害者の自立や支援に必要な情報の提供や関係機関との連絡調整、援助等を行います。予約は不要です。

DVは殴る蹴るといった身体的な暴力だけではなく、精神的暴力・性的暴力・経済的暴力などがあります。「おかしいな」と感じたら、まずは相談してみませんか?

【蕨市配偶者暴力相談支援センター】

(蕨市市民生活部市民協働課)

Tel048-433-7745

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

※月・火・金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00は、
社会福祉士の資格を持った女性相談員が対応します。

誰にも話せなかった悩み・・・
思い切って話してみませんか?

女性の心と生き方相談

女性カウンセラーがあなたの心の整理をお手伝いしながら、一緒に解決の糸口を探していきます。
予約制です。事前にご連絡ください。

- 家族・子育て・介護のこと
- 自分自身のこと
- 仕事のこと
- 近隣との関係のこと
- 性のこと、身体のこと
- その他どんなことでも

相談日：一ヶ月に3回(第1・3・4金曜日)

時間：午後1時～3時50分

相談時間：1人50分

※相談は無料です。※秘密は厳守いたします。

※相談は面談または電話で応じます。

予約・お問合せ 市民協働課 Tel048-433-7745

パートナー第60号

(2025年3月1日発行)

企画編集 パートナー編集委員会(蕨市市民生活部市民協働課)

編集委員 貝沼知 加藤光男 杉山節子

土肥仁美 成田弘子

〒335-8501 蕨市中央5-14-15 電話 048-433-7745

Eメール siminsit@city.warabi.saitama.jp

編集後記

令和6年9月7日(土)、西公民館において開催された「知ってほしい性の多様性」に関する講演会に参加しました。私はこれまで性の多様性について深く考えたことはありませんでした。講演会に参加して感じたことは、性的少数者はその生活の中で偏見や周囲の理解不足から様々な困難に直面しているんだということを痛感させられました。

また、同性婚を認めていない民法などの規定が憲法にかなうかが問われた裁判で、札幌高等裁判所、東京高等裁判所、福岡高等裁判所は、法の下での平等を定めた憲法第14条などに違反するとして、同性婚を認めないのは「違憲」という判断を示しました。

違憲判決を受けても、実際の結婚に道を開くことは、国会にしかできないことから今後の法整備などが注目されるところで。 貝沼